



平成30年5月9日

各 位

会社名 株式会社 十八銀行
代表者名 代表執行役頭取 森 拓二郎
(コード番号 8396 東証第一部、福証)
問合せ先 総合企画部長 安達 圭
(TEL. 095-828-8099)

定款の一部変更について

当行は、平成30年5月9日開催の取締役会において、定款の一部変更について平成30年6月22日開催予定の第243期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、以下の通りお知らせいたします。

定款の一部変更について

1. 変更の理由

執行役の任期を事業年度とあわせ、選任後1年以内に終了する事業年度の末日までとするため、現行定款第33条を変更するものであります。

2. 変更内容

変更内容は下記の通りです。

(下線部分は変更箇所を示しています)

現状定款	変更案
(執行役の任期) 第33条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度の <u>うち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。</u>	(執行役の任期) 第33条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度の <u>末日までとする。</u> 附則 第33条の変更は、平成30年6月22日開催の定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時から効力を生じるものとする。 なお、本附則は平成30年6月22日をもって削除する。

以上